

地方自治体におけるA I トランスフォーメーションに関する研究会 開催要綱

1. 開催趣旨

地方自治体における人手不足が深刻化する中、急速に進展するA I等のデジタル技術の時宜に適った活用の在り方について検討を行うことを目的として研究会を開催する。

2. 構成員

研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

3. 座長

- (1) 研究会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

4. 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 研究会は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益を害するおそれや構成員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため原則として非公開とし、研究会終了後に配布資料を公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料を非公表とすることができる。
- (4) 研究会終了後、議事概要を作成し、公開する。

5. その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局市町村課行政経営支援室において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

地方自治体におけるA I トランスフォーメーションに関する研究会
構成員名簿

(座長)

須 藤 修 東京大学名誉教授
中央大学E L S I センター・アドバイザー

(構成員)

青 木 尚 美 東京大学大学院公共政策学研究部教授
飯 尾 武 俊 浜松市企画調整部デジタル・スマートシティ推進担当部長
伊 藤 正 樹 一宮市総務部長
碓 井 洋 寿 当別町企画部デジタル都市推進課主幹
大 屋 雄 裕 慶應義塾大学法学部教授
柴 山 吉 報 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
庄 司 昌 彦 武蔵大学社会学部教授
成 原 慧 九州大学法学研究院准教授
吉 岡 幹 仁 神戸市企画調整局デジタル戦略部長

(幹事)

楠 正 憲 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ統括官
平 池 栄 一 総務省行政管理局長

(オブザーバー)

個人情報保護委員会事務局
総務省自治行政局住民制度課
総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室
厚生労働省社会・援護局保護課
地方公共団体情報システム機構
全国知事会
全国市長会
全国町村会